平成２９年（フ）第３９９号
岐阜市宇佐２丁目12番１―502号（ハイツ宇佐　１号棟）
債務者　髙橋一二三
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第５０９号
兵庫県姫路市飾磨区構1029番地13　パレス構２階202
債務者　中村　直美
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第５１９号
兵庫県姫路市夢前町置本627番地３
債務者　出来　利江
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１１１号
福岡県飯塚市鯰田1646番地44（前住所福岡県飯塚市立岩1177番地４　第３宮路ビル206号）
債務者　久保井美里（旧姓石牟禮・武道）
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１３２号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師2335番地１　リバーサイド桂川205号（前住所福岡県小郡市希みが丘２丁目６番地６　ハイネス三浦Ⅱ202号）
債務者　上田　智香
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第４９７号
熊本市北区檜木２丁目６番78号
債務者　岩下敬大郎
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第２４６号
三重県津市高茶屋７丁目７番51号　ハイツアーバン201、前住所三重県津市高茶屋小森町2688番地５
債務者　倉田　　明
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第１２４９号
京都市伏見区久我森の宮町７番地25
債務者　長谷川恭生
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２７４号
愛媛県松山市余戸南３丁目15番23号
債務者　仙波　忠司
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４３号
愛媛県新居浜市上原３丁目１番20号　ウィンディア上原Ｂ102号、前住所愛媛県新居浜市上原３丁目１番16号
債務者　川上奈津子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月６日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２９年（フ）第２２９号
奈良県香芝市穴虫1285番地１　カーサふたかみ201号、前住所奈良県香芝市尼寺３丁目393番地　ヴァン　リーブル　Ⅱ　202号
債務者　安井　智之
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第２７２号
奈良県香芝市逢坂７丁目165番地１　アレグリアＴ＆Ｔ３　101号
債務者　奥　　嘉宏
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第４４９号
熊本市中央区国府３丁目11番19号　奥山ハイツ203号
債務者　後藤　裕美
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月７日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第５５号
宮城県大崎市鹿島台広長字内ノ浦100番地14
債務者　大川　礼子
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月８日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第１７４号
福島県郡山市静町25番３号　郡山第３パンション201号
債務者　薄井恵美子
1　決定年月日時　平成30年１月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月９日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２９年（フ）第７６７号
川崎市宮前区東有馬５丁目20番４―502号、申立時の住所川崎市宮前区東有馬５丁目20番18―501号
債務者　早見　大助
1　決定年月日時　平成30年１月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係